

議案参考資料

[令和2年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

地域づくり課 地域づくり係

議案名

議案第71号 桐生市民活動推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

桐生市民活動推進センターのより効率的な運営が可能となるよう、開館時間を改めようとするものです。

概要

桐生市民活動推進センターの平日の開館時間について、「午前10時から午後9時まで」とあるものを、「午前10時から午後7時まで」とします。

(施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

近年、行政事業の効率化が強く求められております。当該施設においても、利用者が少ない夜間の開館を見直すことにより、より費用対効果を高めて参ります。